

# 林野火災を防ぎましょう!



# 119 消防署より

■お問い合わせ  
下川消防署 ☎4-2119

昨年、北海道で発生した林野火災は15件で、被害面積は19.54haと多大な被害が出ています。この林野火災の出火原因の殆どが「庭や畑で刈り取った草木の焼却」や「ゴミ焼き」となっており、人為的な過失によるものが多くを占めています。そのため、林野火災注意報と林野火災警報を発令中は以下のとおり火の扱いを制限しています。

令和8年3月末現在	
火災件数	0件
救急出動件数	33件

## 【林野火災注意報・林野火災警報の発令中の制限】

- 1 山林・原野等に火入れをしないこと。
- 2 花火をしないこと。
- 3 火遊び、たき火はしないこと。
- 4 喫煙はしないこと。



※林野火災警報発令中には制限を守ることが義務となり、違反すると処罰されます。  
※林野火災注意報・林野火災警報を発令する場合は下川町公式LINE及び消防車等で広報を行います。

## ◎たき火などを行うときは必ず消防署に連絡を!

一般家庭であっても消防署へ届け出が必要になりますので、以下を参考に届け出が必要か判断してください。届け出が必要か迷った場合は消防署までご連絡ください。

### 届出が必要な行為

たき火、キャンプファイヤー、農林業上やむを得ない焼却、どんど焼き、火災と紛らわしい煙や炎を発生させる場合。

※ごみを燃やす場合は廃棄物処理法等で規制される場合がありますので、ごみ処理の場合は役場町民生活課（4-2511）へ問い合わせてください。

### 届出が不要な行為

バーベキューなど調理目的でコンロや七輪を使って火を扱う場合。

### 届出方法

所定の様式を消防署へ直接提出、消防署（4-2119）に電話で連絡をする。

※気象状況によっては中止していただく場合があります。



## 火を屋外で扱う場合

- 1 水バケツなどの消火用具を必ず準備しましょう。
- 2 火の元から離れずに必ず消火するまで監視しましょう。
- 3 一度に多くのたき木や草木に火を入れないようにしましょう。
- 4 たき火などは1人で実施せずに複数人で実施しましょう。
- 5 建物など燃え移る可能性があるものからは十分に距離をおいて実施しましょう。
- 6 林野火災注意報、林野火災警報の発令に関わらず風が強いと感じる時は中止しましょう。

